

嵐山花見台工業団地 拡張地区産業団地

分譲案内

令和5年3月



埼玉県マスコット さいたまっち&コバトン

埼玉県企業局地域整備課

URL <http://www.pref.saitama.lg.jp/c1303/bunjo.html>

目 次

目次	1
団地位置図、団地周辺図	2
団地の概要	3
土地利用計画図、分譲面積・参考価額	4
分譲スケジュール	5
申込み資格・申込み方法等	6
分譲の条件	9
工場等の立地に関する条件等	11

<参考資料>

1 地盤の状況	23
2 環境に関する法令	27
3 融資制度	29
4 補助制度	30
5 税制度	31
6 関係機関一覧表	32

※ 工業用地譲受申込書は、地域整備課ホームページからダウンロードしてください。

団地位置図



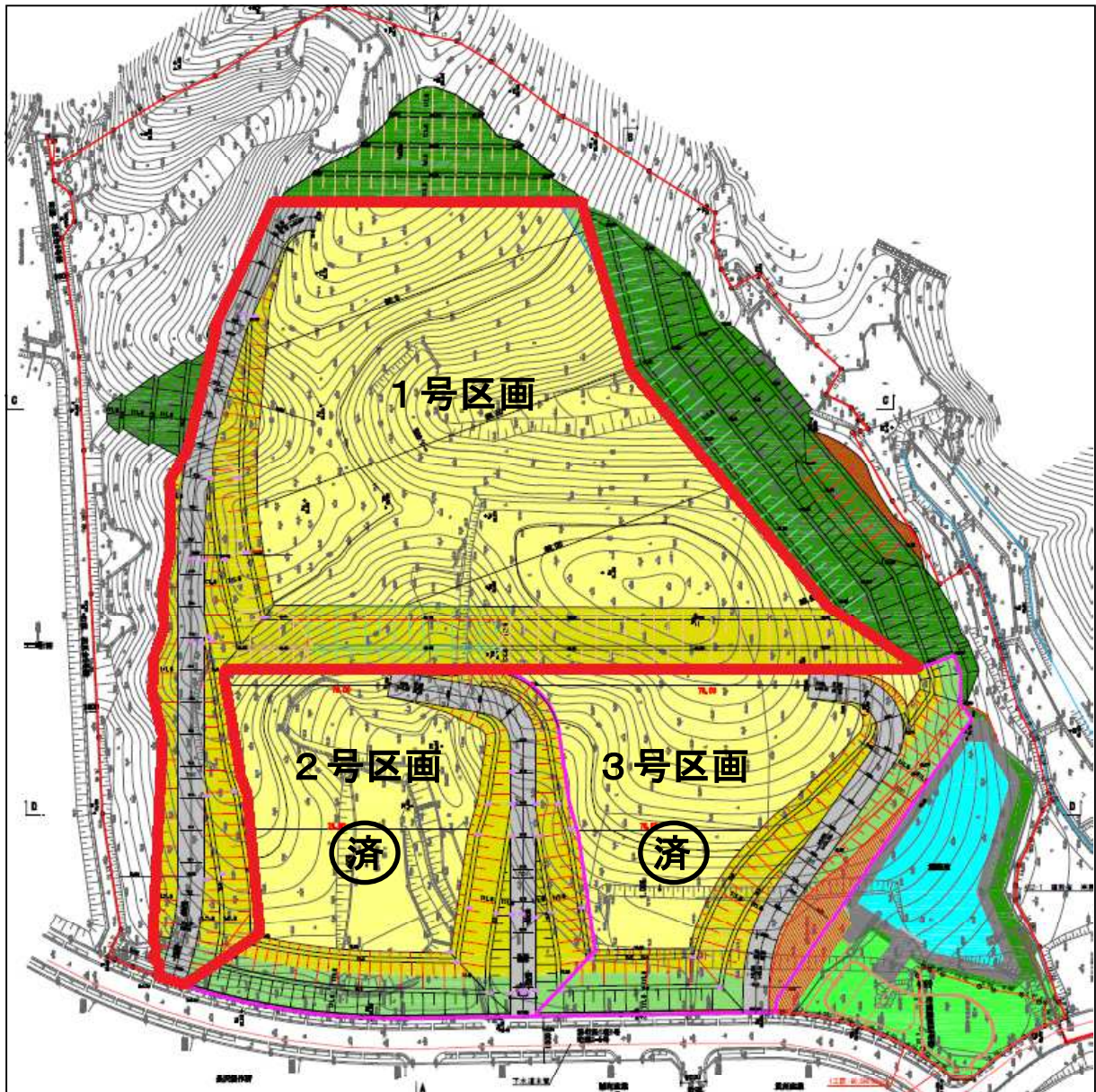
団地周辺図



団地の概要

団 地 名	嵐山花見台工業団地拡張地区産業団地 ※団地名は、変更になることがあります。
団 地 総 面 積	約 91,000 m ²
分 譲 面 積	約 59,000 m ²
分 譲 区 画 ・ 面 積	1号区画 31,663.30 m ² (法面等含む)
所 在 地	比企郡嵐山町花見台及び大字勝田地内
道 路 網	関越道嵐山小川 I Cから約1.5km
鉄 道	東武東上線武蔵嵐山駅から約 3.5 km
地 区 内 区 画 道 路	なし 接道：町道1-5号 (幅員約16m)
上 水 道	嵐山町水道事業が供給します。
工 業 用 水 道	工業用水道の供給はありません。
雨 水 排 水	宅内ますから調整池へ放流後、流量調整を行い、地区外に放流します。
汚 水 排 水	公共下水への汚水の排水基準以下に処理した上で公共下水道に接続してください。
地 形 ・ 地 質	地形…「比企北丘陵」の「丘陵地」に区分されています。 地質…事前のボーリング調査による地層想定断面図 (23~26ページ) をご覧ください。

土地利用計画図



《土地利用計画》

■分譲地… 約 59,000 m²

■道路幅員

町道 1-5 号…約 16m (地区外)

分譲面積・価額

区画	分譲面積(うち法面等)※概算	分譲単価(円/m ²)	分譲価額(円)※概算
1号区画	31,663.30m ² (11,990m ²)	39,500	1,250,700,350

※ 分譲面積及び分譲価額は概算です。土地売買契約はこの分譲面積及び分譲価額で締結しますが、土地引渡しまでに確定測量を実施し、確定後の面積に分譲単価を乗じた金額で変更契約を締結します。

※ 地番は確定測量後、合筆・分筆登記を経て決定します。

分譲スケジュール

1 申込み受付期間	令和5年3月10日(金)から 令和5年4月末日まで(土・日・祝日を除く。) 受付時間：午前9時から午後5時まで ※ 4月末日までに申込がない場合は、継続して募集を行います。(※切：各月末日)
2 譲渡企業の決定	申込み受付期間中に提出された申込書は一括して審査を行い、 譲渡企業を決定します。
3 契約説明会	譲渡企業あて、別途御案内いたします。
4 土地売買契約の締結	令和5年度を予定 ※ 土地代金の20%をお支払いいただきます。
5 土地引渡し	令和5年度末(令和6年3月末)を予定 ※ 残金をお支払いいただいた後、土地の引渡しを行います。 ※ 工事の進捗等により土地のお引渡しが遅れる可能性があります。あらかじめご了承の上お申し込みください。

申込み資格・申込み方法等

1 分譲対象企業

申込みできる企業は、次に掲げる要件をすべて備えた企業とします。

- (1) 次に掲げるいずれかに該当する企業
 - ア 分譲用地において、製造業、運輸業（倉庫業のみを行う場合を除く。）又は卸売業の用に供する建築物（以下「工場等」という。）を建設し、操業する企業
 - イ 分譲用地において、工場等を建設し、賃貸等によって他者に提供する企業
- (2) 工場等の建設及び経営に必要な資力並びに信用を有する企業
- (3) 事業計画及び資金計画が適切で、土地代金を確実に納入できる企業
- (4) 税込及び雇用の面で地元へ貢献できる企業
- (5) 公害防止対策が十分でき、過去に重大な水質事故など、環境に著しい影響を与えたことがない（過去10年以内に埼玉県に損害を与えた（係争中を含む）ことがないなど）企業
- (6) 役員に暴力団員又は暴力団関係者がいない企業
- (7) 「埼玉県暴力団排除条例」を遵守する企業

※ 土地の転売を前提としている場合は分譲できませんので、御注意ください。

2 申込み受付

4 ページに記載している土地利用計画図及び分譲面積・参考価額を確認の上、お申し込みください。

受付期間	令和5年3月10日(金)から令和5年4月末日まで (土・日・祝日を除く。) ※ 4月末日までに申込がない場合は、継続して募集を行います。 (※切：各月末日)
受付時間	午前9時から午後5時まで
受付場所	埼玉県企業局地域整備課 [埼玉県庁内 職員会館4階] 住所 〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号 電話 048-830-7123(契約関係) 048-830-7132(造成関係)

※ 受付期間中に申込みがなかった場合は、先着順（月末締切り）にて随時受け付け、月ごとに審査し、譲渡企業を決定します。詳細は、埼玉県企業局地域整備課ホームページに掲載します。

3 申込みに必要な書類

必 要 書 類	部数
(1) 工業用地譲受申込書（様式ア：自己操業用、様式イ：リース用） ※ 申込書様式はホームページからダウンロードしてください。	1部
(2) 役員等の届出書	1部
(3) 会社の定款	1部
(4) 商業登記簿謄本	1部
(5) 印鑑証明	1部
(6) 最近2年間の決算報告書 ・貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費の内訳、製造原価報告書、株主資本等変動計算書、キャッシュフロー計算書 ・個人事業にあつては、所得税の確定申告書の写し	1部
(7) 最近1年間の法人税（国税）の納税証明書（その1納税額等証明用） ・納税していなくても提出してください。この場合、過去5年間のうちに納税している期間があれば、その時の納税証明書も併せて提出してください。 ・個人事業にあつては、所得税の納税証明書	1部
(8) 工場配置計画図 11ページの「工場等の立地に関する条件等」に則したもので、工場等建物、緑地及び主要施設を示す概略図でも可能	1部
(9) 会社概要（会社案内、会社組織図、製品カタログ等）	1部
(10) 製造（製品化）工程の写真	数枚

※1 必要書類は、(1)～(10)までの番号順にA4ファイルに穴を開けてとじ込みインデックスを添付してください。また、表紙及び背表紙には企業名を記入してください。

※2 様式イ：リース用で提出する場合は、リース先企業についても、(2)～(10)までの書類を提出してください。

4 審査項目

提出された「工業用地譲受申込書」により以下の内容を審査します。

- (1) 経営状況
- (2) 地域経済活性化に対する貢献度
- (3) 産業の高度化に対する効果
- (4) 建設する施設の広域性、拠点性
- (5) 事業効果の即効性
- (6) 建設する施設の規模
- (7) 埼玉県の施策の推進
 - 持続可能な開発目標（SDGs）達成に向けた取組
 - 多様な働き方の実践
 - テレワークの実施
 - 埼玉県のエネルギー施策への貢献
- (8) 災害時の地域貢献への取組

分譲の条件

1 売買契約の締結	概算面積及び金額で土地売買契約を締結します。土地引渡しまでに確定測量を実施し、確定後の面積及び金額で変更契約を締結します。契約締結に要する費用は、譲渡企業等に負担していただきます。
2 所有権移転等の禁止	売買契約締結後10年間は、土地の所有権の移転（信託契約による移転を除く。）、又は地上権、賃借権、使用貸借による権利、若しくはその他の権利（抵当権及び根抵当権を除く。）の設定を原則として禁止します。
3 契約保証金	契約締結時に保証金として土地代金の20%をお支払いいただきます。 この契約保証金は、後記5の違約金等が生じた場合に充当します。なお、契約保証金には利子を付さないこととします。
4 契約違反等に対する措置	役員等が暴力団員であると認められるときや当産業団地に建築できない建築物を建設したときなど、売買契約に違反し、埼玉県が必要と認めたときは、契約を解除することがあります。
5 違約金	企業局が前記4により契約を解除したときの違約金は下記によります。 (1) 土地引渡し前に契約を解除した時は、前記3の契約保証金を違約金として充当します。 (2) 土地引渡し日以降に契約を解除した場合は、原則として土地代金の20%に相当する額を違約金としてお支払いいただきます。
6 確定測量の実施	造成工事終了後、各区画の確定測量を行い、面積を確定します。この測量成果に基づき、各区画の地番、地積を登記します。
7 変更契約の締結	確定測量後の面積に当初契約時の土地単価を乗じた金額で変更契約を締結していただきます。 変更契約締結に要する費用は、譲渡企業等に負担していただきます。
8 現場立会い	土地引渡し前に現場立会いを行います。

9 売買代金の納入	土地引渡し時に土地代金（前記7で確定した金額から前記3の契約保証金を差し引いた額）をお支払いいただきます。
10 土地の引渡し	<p>令和5年度末を予定しています。 前記9の売買代金の納入確認後、土地の引渡しを行います。 所有権は引渡日に移転します。</p> <p>※土地の引渡し前に地盤調査のためのボーリングが可能な場合もあります。 詳しくは、埼玉県企業局地域整備課にお問い合わせください。</p>
11 所有権移転登記及び公租公課	<p>前記10の土地の引渡し後、速やかに埼玉県企業局が嘱託登記します。</p> <p>登記に要する登録免許税及び譲渡した土地に係る公租公課（不動産取得税、固定資産税等）は、譲渡企業等の負担となります。</p>
12 企業名の公表	売買契約締結後、埼玉県企業局地域整備課のホームページで譲渡企業等の企業名を公表します。
13 その他説明事項	<p>(1) 市街化区域です。工業地域で準防火地域に指定され、地区計画の定めがあります。</p> <p>(2) 根株、伐採木等が残置されている可能性があります。また、盛土材料は、開発区域内の建設発生土を使用しており、玉石等が含まれている可能性があります。これらを取り除く場合は、譲渡企業等の負担により行ってください。</p> <p>(3) 建築物の建設工事にあたっては、地盤調査を十分に実施してください。</p> <p>(4) 埼玉県が負う契約不適合責任は、契約締結時に提示する分譲地の土地の状況に適合しない品質であり、その事実を譲渡企業等が知った日から1年以内（引渡し日以後2年間に限る）に県に通知したときに限ります。なお、自然由来の特定有害物質による土壤汚染は含みません。</p> <p>(5) 「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」に基づく共同宣言をしていただきます。</p> <p>(6) 「埼玉の持続的成長を支える産業基盤づくり取組方針」に基づき埼玉県のSDGsプラットフォームの入会、SDGsパートナーの登録をしていただきます。</p>

工場等の立地に関する条件等

1 建築物等の制限

用途地域等	<p>この産業団地は、市街化区域にあり、用途地域は工業地域です。嵐山町により地区計画が定められています。また、準防火地域に指定されています。</p>
都市計画法等の 手続	<p>建物等を建築するときは、都市計画法に基づく地区計画の手続きが必要となります。また、この地区は嵐山町地区計画区域内における建築物の制限に関する条例（以下「地区計画条例」という。）の対象となります。詳しくは、嵐山町まちづくり整備課へお問い合わせください。</p> <p>「開発行為又は建築等に関する証明交付申請書」の申請は、原則必要です。詳しくは建築確認の申請先（指定確認検査機関又は埼玉県川越建築安全センター東松山駐在）へお問い合わせください。</p>
建築物等の用途 の制限	<p>建築物等の用途の制限は、建築基準法による工業地域の用途地域に加え、地区計画及び地区計画条例があります。</p> <p>建築基準法、地区計画及び地区計画条例における建築物等の用途制限の内容は、17、18ページの参考1-1、1-2「建築物等の用途の制限」のとおりです。</p> <p>詳しくは、嵐山町まちづくり整備課又は建築確認の申請先（指定確認検査機関又は埼玉県川越建築安全センター東松山駐在）へお問い合わせください。</p>
建ぺい率・容積 率	<p>建ぺい率は60%、容積率は200%です。</p>
建築物の敷地面 積の最低限度	<p>地区計画及び地区計画条例による最低敷地面積は5,000㎡です。</p>
建築物等の高さ の最高限度	<p>地区計画及び地区計画条例による建築物等の高さの最高限度が、次のとおり定められています。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 建築物等の高さの最高限度は、30mです。 2 建築物等の高さの算定方法は、次に定めるところによります。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分は、当該建築物の高さに算入しません。 (2) 棟飾、防火壁の屋上突出部その他これらに類する屋上突出物は、当該建築物の高さに算入しません。 3 前記(1)、(2)に定める部分及び建築物と一体となって屋上に設置する工作物、建築設備（避雷針を除く。）の高さは5m以下とします。

	<p>このほかに、道路斜線制限（適用距離20m勾配1.5）、隣地斜線制限（立上がり31m勾配2.5）（建築基準法第56条）の適用があります。</p> <p>詳しくは嵐山町まちづくり整備課又は建築確認の申請先（指定確認検査機関又は埼玉県川越建築安全センター東松山駐在）へお問い合わせください。</p>
壁面の位置の制限	<p>地区計画及び地区計画条例による壁面の位置の制限は、次のとおり定められています。建築物の外壁又はこれに類する柱の面からの距離については次に掲げるとおりです。ただし、延べ面積30㎡以内の物置、その他の付属建築物についてはこの限りではありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 緩衝緑地帯までの水平距離は2m以上です。 2 道路境界線までの水平距離は4m以上です。 3 隣地境界線までの水平距離は2m以上です。 4 公共緑地境界までの水平距離は2m以上です。 <p>詳しくは嵐山町まちづくり整備課へお問い合わせください。</p>
建築物等の形態又は色彩その他の意匠の制限	<p>看板の設置場所は、自己の敷地内とし、1事業所につき、2基以内とします。</p> <p>看板の表示は最小限のものとし、色彩は周囲の環境を考慮したものとします。</p> <p>建築物を利用して看板を配置する場合には、建築物との調和を考慮します。</p> <p>景観法は埼玉県景観条例が適用され、一般課題対応区域となります。一定規模を超える建築行為等を行う場合には届け出が必要となります。</p> <p>詳しくは、嵐山町まちづくり整備課へお問い合わせください。</p>
屋外広告物	<p>本地区は、埼玉県屋外広告物条例第6条で定める許可地域となります。一定の要件を超える屋外広告物を掲示する場合は、埼玉県屋外広告物条例に基づき町長の許可が必要です。</p> <p>なお、地区計画及び地区計画条例による制限があります。</p> <p>詳しくは、嵐山町まちづくり整備課へお問い合わせください。</p>
垣又はさくの構造の制限	<p>地区計画及び地区計画条例による垣又はさくの構造制限は、次のとおり定められています。</p> <p>道路及び隣地境界線沿いに設置する垣又は柵は、見通しのきく生垣、金網、その他これらに類するものとし、高さは2.0m以下、基礎の高さは、敷地から0.6m以下とします。</p> <p>また、門の高さは2.0m以下、基礎の高さは、敷地から0.6m以下とし門扉の長さは、出入口の幅に2.0mを加えた長さを限度とします。</p>

	詳しくは、嵐山町まちづくり整備課へお問い合わせください。
河川法	適用はありません。

2 出入り口の制限

道路法	<p>出入口の設置に当たって道路法第24条に基づき町長の承認を受けてください。</p> <p>詳しくは、嵐山町まちづくり整備課へお問い合わせください。</p>
出入口の設置場所及び切下げ工事	<p>出入口設置場所は町道1-5号のみとなります。なお敷地への進入路は埼玉県企業局があらかじめ造成しますが、舗装及び歩道等の改修は譲渡企業の責任（負担）において行ってください。</p> <p>詳しくは、埼玉県企業局地域整備事務所北部支所、嵐山町まちづくり整備課へお問い合わせください。</p>

3 緑地等の確保

工場立地法適用企業	<p>製造業等に係る工場又は事業場で、敷地面積9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上の工場等は、工場立地法第6条第1項の「特定工場」となりますが、工業団地特例を適用する予定ですので、同法に基づく緑地、環境施設の設置は不要です。ただし、地区計画及び地区計画条例による緑地の緑化を免除するものではありません。</p> <p>なお、工場立地法の特定工場に該当する場合は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」（緑化基準）は、適用除外です。</p> <p>詳しくは、嵐山町企業支援課へお問い合わせください。</p>
建築物の緑化率の最低限度	<p>工場立地法の「特定工場」に該当しない場合は、「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき、緑化を要する面積、接道部の緑化及び高木植栽本数について基準があります。</p> <p>事前に埼玉県東松山環境管理事務所（地域環境担当）に御相談ください。</p> <p>参考資料：「緑化計画届出制度の手引き」（埼玉県環境部みどり自然課HP）</p>
緩衝緑地 分譲緑地	<p>地区計画及び地区計画条例による緩衝緑地、分譲緑地は、次のとおり定められています。</p> <p>緩衝緑地帯1号 幅員10m 延長約250m 緩衝緑地帯2号 幅員5m 延長約120m 分譲緑地 約400㎡</p>

	<p>緩衝緑地帯、分譲緑地の位置は、花見台地区地区計画の手引きでご確認ください。また緩衝緑地帯、分譲緑地は維持管理、緑環境の保全に努めてください。</p> <p>詳しくは、嵐山町まちづくり整備課へお問い合わせください。</p> <p>緩衝緑地帯は埼玉県企業局が在来種（高木）を植栽します。</p> <p>詳しくは、埼玉県企業局地域整備事務所北部支所へお問い合わせください。</p>
植樹の制限	<p>高木植栽空間には、成木に達したときの樹高が4m以上となる在来種を植栽してください。</p>

4 給水

上水道	<p>嵐山町水道事業より給水されますので、嵐山町上下水道課に申し込んでください。なお加入の際、加入金等が発生します。</p> <p>詳しくは、嵐山町上下水道課へお問い合わせください。</p>
工業用水道	<p>工業用水道の供給はありません。</p>

5 排水の処理

生活排水及び工場排水	<p>生活排水及び工場排水は、分譲地内の公共ますに適切に接続してください。なお、下水道本管から取付管及び公共ますについても、事前に協議及び申請の上設置していただきます。</p> <p>排水の水質については、下水道法及び嵐山町下水道条例で定めた排除基準を遵守してください。なお、下水道法に基づく特定施設等を設置する場合は、当該工事着手前の規定する日以前に嵐山町上下水道課へ届出が必要になります。</p> <p>また、排水設備工事を行うにあたり、嵐山町下水道条例に基づく申請が必要になります。</p> <p>詳しくは、嵐山町上下水道課へお問い合わせください。</p>
雨水排水	<p>雨水排水は、敷地内に油除去装置（オイルトラップ等）を設置し、これを経由させた上、宅内ますから道路側溝等へ排水してください。</p> <p>詳しくは、嵐山町上下水道課へお問い合わせください。</p>
貯留槽の設置	<p>水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設を設置する譲受企業は、排水に異常が認められた場合は、敷地外への排出を停止することがありますので、その間、工場の操業に支障がないよう、2日以上貯留能力のある貯留槽を設置していただきます。</p> <p>詳しくは、嵐山町上下水道課へお問い合わせください。</p>

6 地下水の採取規制

地下水の採取規制	<p>埼玉県生活環境保全条例により、地下水採取について規制がありません。</p> <p>詳しくは、埼玉県東松山環境管理事務所へお問い合わせください。</p>
----------	--

7 地区計画、環境保全等

地区計画	<p>建築物の建築等を行うときは、その30日前までに地区計画の区域内における行為の届出が必要です。</p> <p>詳しくは、嵐山町まちづくり整備課へお問い合わせください。</p>
環境保全	<p>工場等の建設及び操業にあたっては環境に関する法令を遵守し、環境保全に努めてください。</p>
公害防止	<p>工場等の建設及び操業にあたっては、公害の防止のための適切な措置を講ずるとともに、環境に関する法令に基づく届出を提出してください。</p> <p>また、公害を未然に防止するため、嵐山町と公害防止協定について協議してください。</p> <p>詳しくは、埼玉県東松山環境管理事務所又は嵐山町環境課へお問い合わせください。</p>
土壌汚染対策法等による届出等	<p>面積3,000㎡以上の土地を改変しようとする際は、工事着手30日前までに土壌汚染対策法及び埼玉県生活環境保全条例の規定による届出が必要です。</p> <p>詳しくは、埼玉県東松山環境管理事務所へお問い合わせください。</p>
土砂の排出、たい積等	<p>無秩序な土砂堆積に伴う土砂流出、崩落等の災害発生、土砂に含まれる有害物質などによる健康被害防止のため、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例により、規制される場合があります。</p> <p>建設工事に当たり、500㎡以上の土砂を工事区画外に排出する場合は、埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例の規定に基づく届出が必要です。</p> <p>詳しくは、埼玉県東松山環境管理事務所へお問い合わせください。</p> <p>また、町内における土砂等による土地の埋立て、盛土、堆積または土地の採掘及び切土、土砂等の搬入を伴わない盛土及び埋立て行為については、町の許可が必要となる場合があります。</p> <p>詳しくは、嵐山町環境課へお問い合わせください。</p>
事業系廃棄物の	<p>事業活動に伴って生じる産業廃棄物は、排出事業者自らの責任にお</p>

処理	<p>いて再生利用を積極的に行うと共に、減量化に努め、マニフェストシステムの活用により、適正に処理してください。</p> <p>事業活動に伴って排出された一般廃棄物は、事業者自らがごみの処理場に持ち込んでいただくか、若しくは、自ら一般廃棄物を運搬することが困難な場合は嵐山町の収集運搬許可業者に委託してください。</p> <p>詳しくは、産業廃棄物に関しては埼玉県東松山環境管理事務所、一般廃棄物に関しては嵐山町環境課へお問い合わせください。</p>
----	---

8 消防関係

消防水利施設等	比企広域消防本部警防課へお問い合わせください。
消防用設備等の設置について	比企広域消防本部警防課へお問い合わせください。
危険物等の取扱いについて	比企広域消防本部予防課へお問い合わせください。

9 電力・電話

電力・電話の申込み	電力の供給・電話回線は、直接電力会社・通信会社等に申し込んでください。
電柱等	団地内や近隣への電力・電話を供給するための電柱等を分譲地内に設置する可能性があるため、御協力ください。

10 ガス

都市ガスは、直接ガス供給会社等に申し込んでください。

11 その他

<p>1 この産業団地の情報交換・福利厚生を図るため、「嵐山花見台工業団地工業会」への加入を検討してください。</p> <p>2 嵐山町域の商工業者で組織している「嵐山町商工会」への加入を検討してください。</p>

《参考 1-1》建築物等の用途の制限（建築基準法による用途制限）

次に掲げる建築物は、建築してはならない。

- 一 (る)項第三号に掲げるもの
- 二 ホテル又は旅館
- 三 キャバレー、料理店その他これらに類するもの
- 四 劇場、映画館、演芸場若しくは観覧場又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの
- 五 学校（幼保連携型認定こども園を除く。）
- 六 病院
- 七 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が10,000㎡を超えるもの

《参考 1 - 2》建築物等の用途の制限（地区計画による用途制限）

次に掲げる建築物は、建築してはならない。

- 1 住宅
- 2 共同住宅、寄宿舎（当該地区内にて事業を営む企業の従業員の用に供する寄宿舎を除く。）又は下宿
- 3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの
- 4 物品販売業を営む店舗（その用途に供する部分の床面積の合計が150㎡以下のもので、当該地区内の工場で製造、加工する製品を主に販売又は提供する施設を除く。）又は飲食店
- 5 図書館、博物館その他これらに類するもの
- 6 ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第130条の6の2で定める運動施設※
- 7 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券販賣所、場外車券売場その他これらに類するもの
- 8 神社、寺院、教会その他これらに類するもの
- 9 診療所
- 10 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの
- 11 自動車教習所
- 12 畜舎
- 13 カラオケボックスその他これに類するもの
- 14 公衆浴場
- 15 展示場
- 16 遊技場
- 17 火葬、墓地管理業、冠婚葬祭業の用に供する建築物
- 18 風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項第3号に規定する営業を営む施設
- 19 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に規定する一般廃棄物、産業廃棄物の処理業の用に供する建築物
- 20 火薬類取締法（昭和25年法律第149号）第2条に規定する火薬類の貯蔵又は処理に供するもの

※建築基準法施行令第130条の6の2で定める運動施設

スキー場、ゴルフ練習場及びバッティング練習場

《参考2》 嵐山町水道加入金

1 新設の場合

メーター口径	加入分担金 (1 給水装置につき)
13 ミリメートル	150,000 円
20 ミリメートル	350,000 円
25 ミリメートル	540,000 円
30 ミリメートル	790,000 円
40 ミリメートル	1,400,000 円
50 ミリメートル	2,100,000 円
75ミリメートル	5,000,000 円
100ミリメートル	8,500,000 円
150ミリメートル	別に管理者が定める

※別途消費税がかかります。

※150ミリメートルを超える口径については、その都度積算するものとします。

2 増径の場合

新口径の加入分担金と旧口径の加入金との差額で変更可能です。

(例) 13ミリメートルから20ミリメートルへ変更の場合

350,000円－150,000円＝200,000円 (税抜き)

《参考3》 嵐山町給水装置工事等申請手数料

区分	単位	手数料
給水装置工事の設計審査 (使用材料の確認を含む) 及び工事検査をするとき	1 件	3,000 円
証明書の交付をするとき	1 件	150 円

※消費税はかかりません。

《参考4》嵐山町水道料金

基本料金は、メーターの口径に応じ、1か月につき次に掲げる額とします。

水量料金は、水量区分に応じ、次に掲げる額とします。

区分	基本料金		超過料金	
	使用水量	1箇月当たりの料金	使用水量	1立方メートル当たりの料金
口径13及び口径20ミリメートル	5立方メートルまで	500円	6立方メートルから10立方メートルまで	75円
			11立方メートルから20立方メートルまで	85円
			21立方メートルから30立方メートルまで	140円
			31立方メートルから50立方メートルまで	190円
			51立方メートル以上	220円
口径25ミリメートル	10立方メートルまで	3,000円	11立方メートルから20立方メートルまで	100円
口径30ミリメートル	10立方メートルまで	4,000円	21立方メートルから30立方メートルまで	170円
口径40ミリメートル	10立方メートルまで	7,000円	31立方メートルから50立方メートルまで	220円
口径50ミリメートル	10立方メートルまで	11,000円	51立方メートル以上	265円
口径75ミリメートル	10立方メートルまで	23,000円		
口径100ミリメートル	10立方メートルまで	40,000円		
臨時用	—	—	1立方メートル当たり	1,000円

※別途消費税がかかります。

《参考5》嵐山町下水道使用料金

(1箇月につき)

種類	料率	基本使用料		超過使用料 (1立方メートルにつき)	
		排除量	料金	排除量	料金
生活排水その他	10立方メートル まで	1,000円	10立方メートルを超え20立方メートルまでの分	130円	
			20立方メートルを超え30立方メートルまでの分	150円	
			30立方メートルを超え50立方メートルまでの分	170円	
			50立方メートルを超え100立方メートルまでの分	190円	
			100立方メートルを超え200立方メートルまでの分	210円	
			200立方メートルを超え400立方メートルまでの分	230円	
			400立方メートルを超え600立方メートルまでの分	250円	
			600立方メートルを超える分	270円	

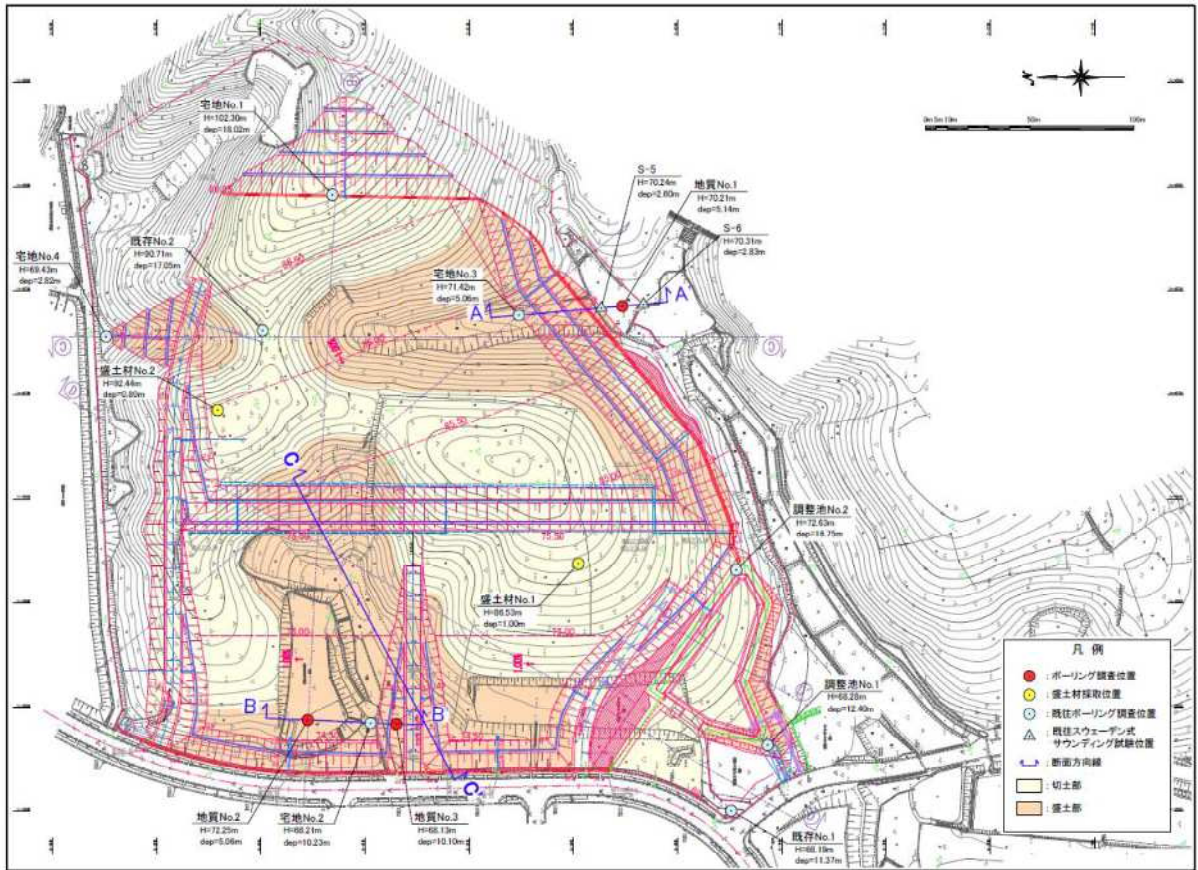
※別途消費税がかかります。

参 考 資 料

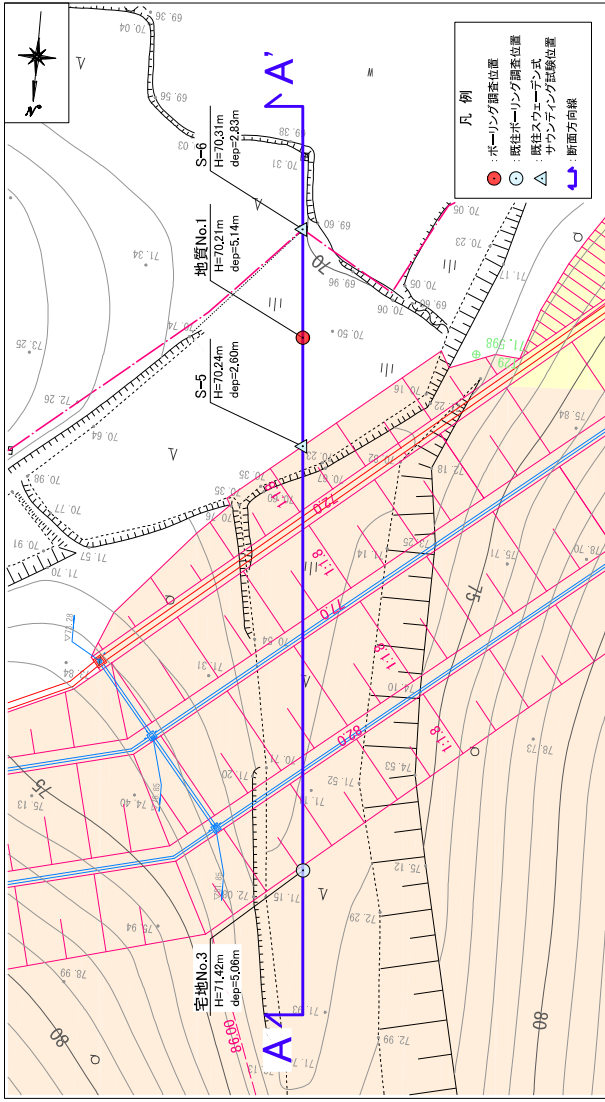
- 1 地 盤 の 状 況
- 2 環 境 に 関 す る 法 令
- 3 融 資 制 度
- 4 補 助 制 度
- 5 税 制 度
- 6 関 係 機 関 一 覧 表

1 地盤の状況

○ 位置図



a. 調査位置図 (S=1:500)

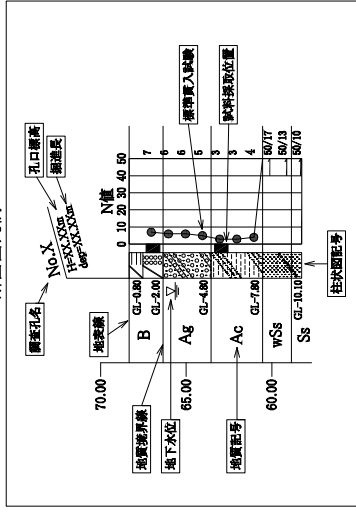


c. 地質層序表

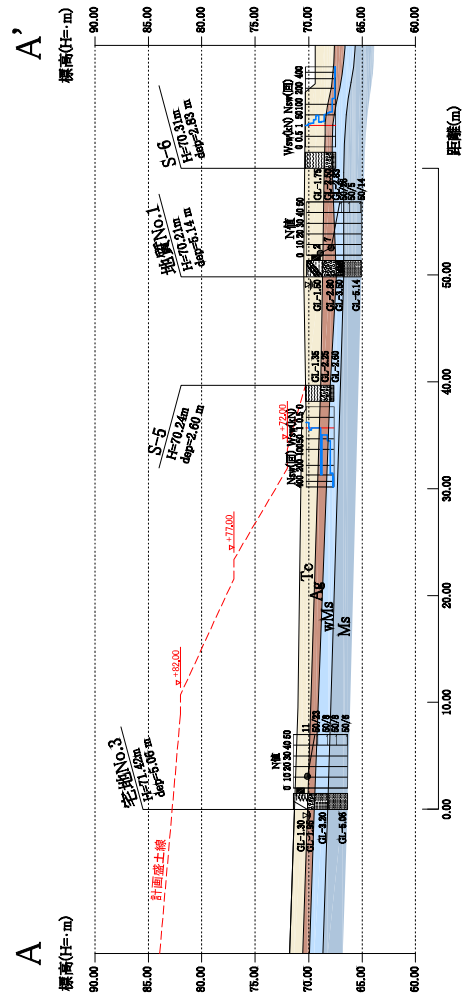
地質時代	区分	地質名	地質記号	主な地質	N値(回) 範囲	平均値
第四紀	現世	表土層	Tc	砂質粘土	2.0	-
	完新世	礫質土層	Ag	粘土質砂礫	7.0	-
新第三紀	中新世	泥岩層	wMs	泥岩	57	61
	上新世	比企層群	Ms	砂岩	65	-
		新巖岩		泥岩	107	211
				岩	300	-

(注) 土質のN値は上限を50回とし、岩盤の場合は上限300回とした。
また、平均N値は有効数字2桁(端数切捨て)とした。

断面図凡例



A'



b. 地質想定縦断面図 (SH=1:500, SV=1:500)

柱状図凡例

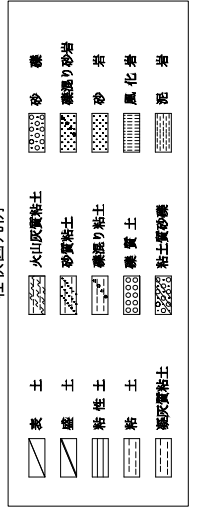
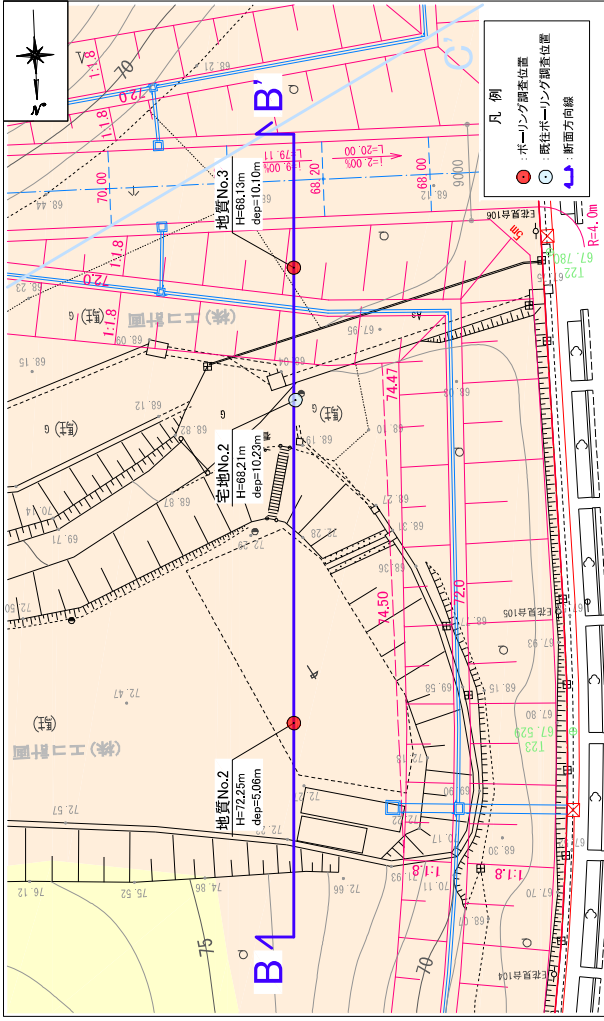


図-4.1.2 地質想定縦断面図(A断面)

a. 調査位置図 (S=1:500)



c. 地質層序表

地質時代	区分	地質名	地質記号	主な地質	N値(回) 範囲 / 平均値
現世	—	盛土層	B	粘性土	7.0 ~ 22 / 14
		礫質層	Ag	粘土質砂礫	3.3 ~ 5.2 / 5.2
第四紀	沖積層	粘性土層	Ac	砂質粘土	3.0 ~ 5.0 / 3.7
		風化岩	wSs	砂岩 / 礫混り砂岩	41 ~ 115 / 75
中新世	比企層群	砂岩層	Ss	礫混り砂岩	150 ~ 250 / 193
		新礫岩			

(注) 土質のN値は上根を50回とし、岩盤の場合は上根300回とした。
また、平均N値は有効数字2桁(繰り上げ)とした。

b. 地質想定横断面図 (SH=1:500, SV=1:500)

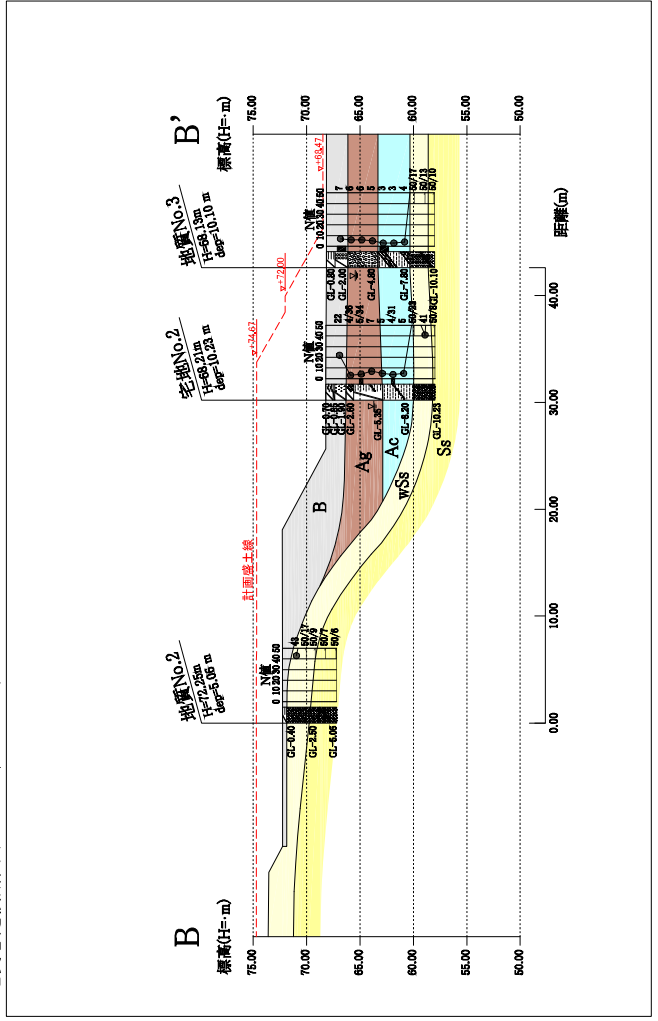
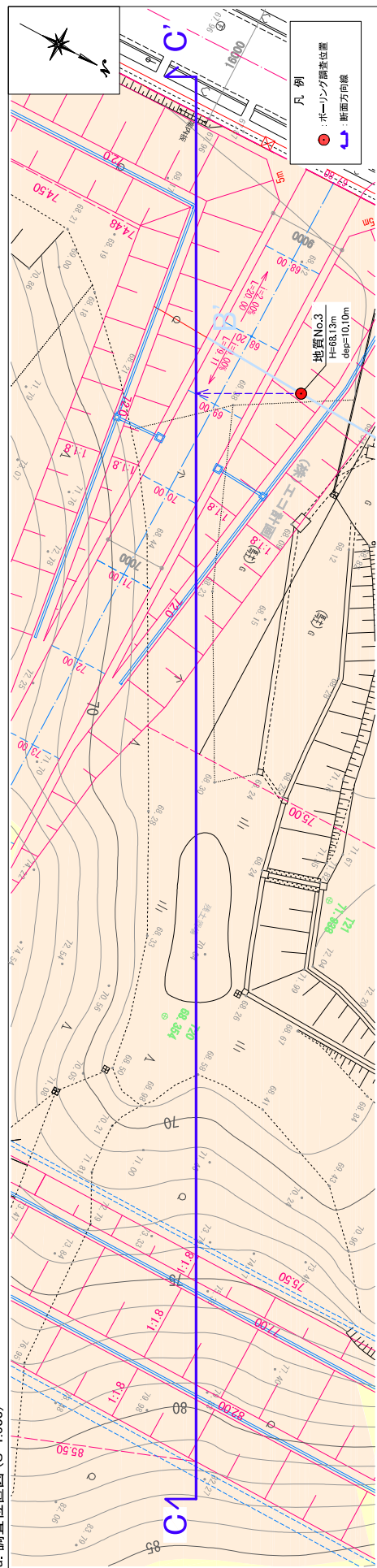
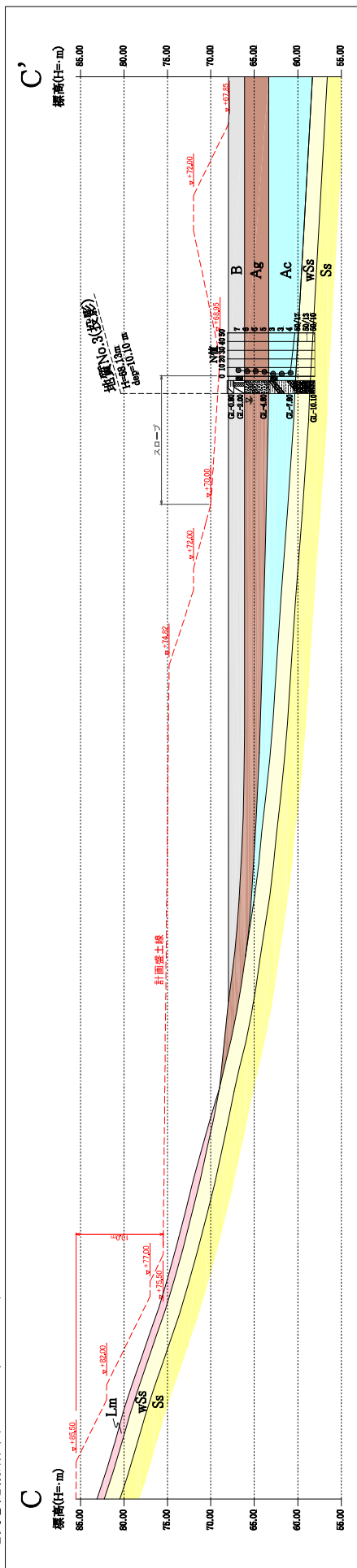


図-4.1.3 地質想定横断面図 (B断面)

a. 調査位置図 (S=1:500)



b. 地質想定縦断面図 (SH=1:500, SV=1:500)

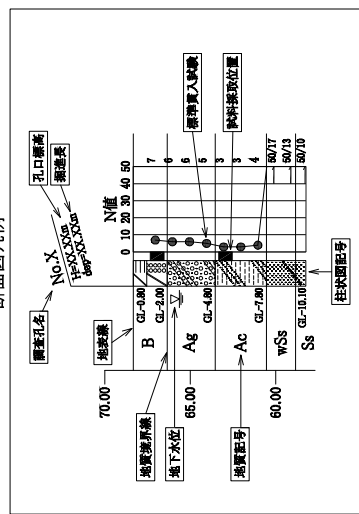


c. 地質層序表

地質時代	地質区分	地質名	地質記号	主な地質	N値(回)	N値(回) 総理平均値
現世	沖積層	盛土層	B	粘質土	7.0	14
		礫質土層	Ag	粘土質砂礫	3.3	5.2
第四紀	新第三紀	粘性土層	Ac	砂質粘土	7.0	3.7
		洪積層	Lm	ローム層	3.0	-
新第三紀	中新世	風化岩	wSs	砂岩	41	75
		新第三紀	Ss	礫混り砂岩	115	193
					250	250

(注) 土質のN値は50回以上、岩盤の場合には取3000回以上。
また、平均N値は有効数字2桁(端数四捨)とした。

断面図凡例



柱状図凡例

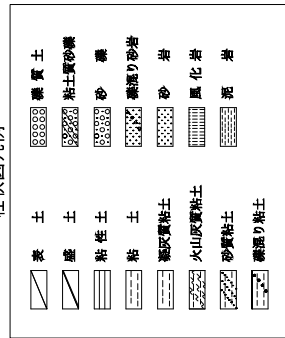


図-4.1.4 地質想定縦断面図(C断面)

2 環境に関する法令

工場等の施設を設置される際には、以下の関係法令等を遵守してください。

設置される施設によって基準等が異なり届出が必要な場合がありますので、詳細については、工事着手前に埼玉県東松山環境管理事務所又は嵐山町環境課及び嵐山町上下水道課へお問い合わせください。

※ 連絡先は、32ページを参照してください。

1 大気	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気汚染防止法 ・ ダイオキシン類対策特別措置法 ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・ 特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律 ・ 埼玉県生活環境保全条例 (低公害燃焼機器の普及促進に関する指針を含む。) ・ 埼玉県大気汚染緊急時対策要綱 ・ 埼玉県大気汚染緊急時揮発性有機化合物対策要綱 ・ 工場・事業場に係る窒素酸化物対策指導方針
2 排水	<ul style="list-style-type: none"> ・ 水質汚濁防止法 ・ ダイオキシン類対策特別措置法 ・ 下水道法 ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律 ・ 埼玉県生活環境保全条例 ・ 嵐山町下水道条例 ・ 小規模事業所排水指導指針 ・ 工場又は事業場に係る窒素及びりん削減対策指導指針
3 騒音	<ul style="list-style-type: none"> ・ 騒音規制法 ・ 埼玉県生活環境保全条例 ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
4 振動	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動規制法 ・ 埼玉県生活環境保全条例 ・ 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律
5 悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭防止法 ・ 埼玉県生活環境保全条例
6 自動車	<ul style="list-style-type: none"> ・ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自り法） ・ 埼玉県生活環境保全条例

	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 埼玉県地球温暖化対策推進条例
7 化学物質	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R法） ▪ フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（フロン排出抑制法） ▪ 使用済自動車の再資源化等に関する法律（自り法） ▪ 埼玉県生活環境保全条例
8 土砂の排出及び たい積	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 埼玉県土砂の排出、たい積等の規制に関する条例 ▪ 嵐山町環境保全条例 ▪ 嵐山町土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
9 土地の改変	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 土壤汚染対策法 ▪ 埼玉県生活環境保全条例
10 地下水の採取	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 建築物用地下水の採取の規制に関する法律 ▪ 工業用水法 ▪ 埼玉県生活環境保全条例
11 緑地の創出 (緑化計画届出制度)	<ul style="list-style-type: none"> ▪ ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例 ▪ 嵐山町の緑を豊かにする条例
12 その他	<ul style="list-style-type: none"> ▪ 環境基本法 ▪ 嵐山町環境基本条例 ▪ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法） ▪ 嵐山町廃棄物の処理及び清掃に関する条例 ▪ 容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法） ▪ プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラスチック資源循環法） ▪ 地球温暖化対策の推進に関する法律 ▪ 埼玉県地球温暖化対策推進条例

3 融資制度

●産業創造資金（産業立地貸付）

埼玉県では、工業団地等に進出したい企業に対し、土地の購入や工場等の建設に必要な資金を長期・固定・低利で貸し付ける融資制度を設けております。

概要は、次のとおりです。

- 対象 ①県内に本社機能や工場、研究施設、物流施設などを新規に設置する企業
（中小企業者以外も対象）
②住居地域等にある工場などを工場適地へ全面移転する中小企業者
③公共事業に伴い事業所などを移転する企業（中小企業者以外も対象）
- 限度額 ①対象経費の70%以内で20億円
②、③ 2億円
- 期間 10億円以内：12年（据置2年）以内
10億円超：15年（据置2年）以内
- 資金使途 土地（条件あり）、建物、構築物の取得等に必要な資金。
創エネ設備、省エネ設備、蓄エネ設備の設置に必要な資金も、建物と一体として整備する場合は対象となります。

製造又は加工修理工程を形成する機械設備は融資対象外となります。

- 融資利率（%以内）

	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超15年以内
信用保証付き	1.2	1.3	1.4
信用保証なし	1.3	1.4	1.5

（令和5年2月1日現在）※令和5年4月1日以降、変更となる可能性があります。

詳細は、埼玉県産業労働部金融課企画・制度融資担当へお問い合わせください。

4 補助制度

埼玉県

●産業立地促進補助金

埼玉県では、地域経済の活性化や雇用の創出に貢献する企業立地を促進するため、県内で新たに工場等を立地した企業の皆様に対して補助金を交付しています。

制度の概要は次のとおりです。

《対象施設》

工場、研究所、流通加工施設、本社（創業もしくは県外から移転の場合）

《主な補助要件》

○規模

1,000㎡以上の土地を取得又は賃借し、建築面積500㎡以上の工場等を建築又は取得すること（本社の場合は、土地の取得要件なし）

※県内で事業所の移転を行う場合は、移転前と比較し、敷地面積1,000㎡、建築面積500㎡以上拡張すること

○操業期限

土地売買（借地）契約締結後、3年以内に操業を開始すること

※県企業局の産業団地の場合、土地の引渡し日から3年以内

○納期限

土地・建物の不動産取得税を納期限内に全額納付すること

○新規雇用者^{※1}

【工場、研究所、本社】 5人以上^{※2}

【流通加工施設】 10人以上、うち5人以上正規雇用

※1 新規雇用者とは、県内在住で雇用保険に加入している者

※2 中小企業で総従業員数が100人以下の場合、1人以上

○届出

土地売買（借地）契約締結後、3か月以内に届出書類を提出すること

※工場等を新たに建築する場合は、着工日の前日まで可

《補助対象経費》

土地・建物に係る不動産取得税相当額

《限度額》

1億円

※以下の分野に該当する事業を行う工場、研究所、本社を立地する場合は2億円（審査あり）

医薬品製造業・化粧品製造業、医療機器製造業・ヘルスケア関連事業、
航空・宇宙関連事業、食料品製造業、新エネルギー・省エネルギー関連事業、
輸送用機械器具製造業、ロボット・AI・IoT関連事業

詳細は、埼玉県産業労働部企業立地課立地支援担当へお問い合わせください。

嵐山町

嵐山町の企業誘致奨励金交付制度があります。詳細は、嵐山町企業支援課へお問い合わせください。

5 不動産取得税

●不動産取得税

不動産取得税は、土地や家屋を取得した人に課税される県の税金です。

《納める額》

税額 = ①「不動産の価格」× 1/2 × ②「税率」 となります。

- ①不動産の価格とは、宅地評価土地の場合は原則として市町村の固定資産課税台帳に登録された価格です。(農地評価土地の場合は固定資産課税台帳に登録された価格ではなく宅地並みに再評価した価格となります。)
- ②土地を取得した場合の税率は3%です。(令和6年3月31日までの取得について、令和4年4月現在)

《納める方法》

所有権移転登記後8か月から10か月頃に県税事務所から送付される納税通知書により、金融機関などで納めます。

詳細は、埼玉県東松山県税事務所へお問い合わせください。

6 関係機関一覧表

関係機関	電話番号	所在地	
埼玉県企業局地域整備課	048-830-7110	〒330-0063	さいたま市浦和区高砂3-14-21
埼玉県地域整備事務所北部支所	048-598-7140	〒365-0028	鴻巣市鴻巣850
埼玉県東松山県税事務所	0493-23-8908	〒355-0024	東松山市六軒町5-1
埼玉県東松山環境管理事務所	0493-23-4050	〒355-0024	東松山市六軒町5-1
埼玉県川越建築安全センター 東松山駐在	0493-22-4340	〒355-0024	東松山市六軒町5-1
埼玉県産業労働部企業立地課	048-830-3800	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1
埼玉県産業労働部金融課	048-830-3801	〒330-9301	さいたま市浦和区高砂3-15-1
嵐山町	0493-62-2150 (代表)	〒355-0211	比企郡嵐山町大字杉山1030-1
環境課	0493-62-0719		
企業支援課	0493-62-0720		
まちづくり整備課	0493-62-0721		
上下水道課	0493-62-0728		
比企広域消防本部	0493-23-2266 (代表)	〒355-0073	東松山市大字上野本1300-1
予防課	0493-23-2268		
警防課	0493-23-2267		
嵐山町商工会	0493-62-2895	〒355-0221	嵐山町大字菅谷445-1
嵐山花見台工業団地工業会	0493-62-3016	〒355-0204	嵐山町花見台1-19

お問合せ先

〒330-0063 さいたま市浦和区高砂3丁目14番21号



埼玉県のマスコット
「コバトン」「さいたまっち」

埼玉県企業局 地域整備課

TEL : 048-830-7123

E-mail : a7040-01@pref.saitama.lg.jp